

酒田市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1 この基準は、議長が市議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めたもの

(支出区分及び支出基本額)

第3 交際費の支出区分及び支出基本額は、次のとおりとする。

(1) 慶弔

香典 1万円、見舞金 1万円、生花 実費

なお、酒田市議会議員、元酒田市議会議員または合併前の元八幡・松山・平田町議会議員の慶弔については、酒田市議会議員慶弔に関する内規の規定による。

(2) 会費・御祝

各種大会、式典、懇親会等の会費・御祝等 会費相当額

(3) 接遇

記念品、土産等 実費

2 前項の支出に際し特段の事情がある場合又は上記支出区分以外に支出する必要がある場合においては、社会通念等に照らした額を支出する。

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか、議長の交際費の支出基準に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。